

参考3

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年8月23日 現在)

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村※1	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	2市6町3村※2	2市6町3村※2
結球性葉菜類 (キャベツ等)		—
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
カブ		—
原木シイタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原木シイタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市、いわき市、棚倉町
野菜類		
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、新地町、大玉村、西郷村	—
わさび (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
くさそてつ(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、大玉村	—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、郡山市、白河市、相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、塙町、新地町、大玉村、西郷村	—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町	—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、須賀川市、白河市、喜多方市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、石川町、棚倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町、下郷町、大玉村、天栄村、西郷村、鮫川村	—
ぜんまい	二本松市、相馬市、いわき市、川俣町	—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、いわき市、川俣町	—
ウメ	福島市、伊達市、南相馬市、桑折町、国見町	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
クリ	伊達市、南相馬市	—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市	—
穀類		
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月館町の区域に限る。)	—
米(平成24年産)	※3。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。	—
水産物		
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川を除く。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の久慈川(支流を含む。)	新田川(支流を含む。)
ウゲイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)並びに同県内の只見川のうち滝ダムの上流(支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、館岩川(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)ただし、東山ダムの上流を除く。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
水産物39種※4	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
ショウサイフグ	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
肉		
牛の肉※5	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
イノシシの肉	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村	6市10町4村※6
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、榎枝村	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字朽木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字宇森、原町区高倉字朽木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※3 福島県広野町、楢葉町(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(都路町、船引町横道、船引町中山字小塚及び宇下馬沢、常葉町坂庭、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋崎、原町区高倉字七曲、原町区高倉字朽木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2083林班まで、2089林班から2130林班まで及び2130林班の区域を除く。)、福島市(福島市(渡利、小倉寺及び南向台を除く。)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧下川崎村、旧松川村及び川谷村の区域に限る。)、伊達市(日鏡町月鏡町(闇下ノ、松橋川川、川向及び鏡ノ間に限る。)及び月鏡町御代田(北、東、西及び新堀ノ内に限る。)、旧掛田町(豊山町山野川に限る。)、旧柱沢村(保原町所内(明内田、久保田、田仲内、西郡山、菅ノ町、河原田、東深岡、西深岡)及び東芝井田(扶田、平、宮之内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧保原町(扶田、平井、宮之内、前田、稻荷妻、砂子下及び根岸に限る。)に限る。)、旧掛田町(梁川町大閑(寺跡、清水、溝水、松平、久保、櫛塚、里ヶ、山ノ口、宝木沢、笠石及び上ノ台を除く。)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る。)、旧石戸村、旧上保原村、旧靈山村、旧小手村及び旧富野村(梁川町大幡に限る。)の区域に限る。)、二本松市(旧川尻村(川尻及び米沢に限る。)、旧岳下村、旧小浜町、旧塙原村、旧木橋村、旧岳下村、旧新殿村、旧太田村(東和町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る。)、本宮市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧宮町の区域に限る。)

※4 アイメー、アカガレイ、アカシビラメ、イカナゴ(稚魚を除く。)、イシガレイ、ウスメハラメ、ウミガメ、エイソウアイメー、キツネメバチ、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラス、サブロウ、シロメバチ、スケトウダラ、スズキ、ナガツカ、ニベ、ヌカガレイ、ハイガレイ、ヒガング、ヒラメ、ホウウボウ、ホシガレイ、マアナゴ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカワ、ムシガレイ、ムラソイ、メイタガレイ、ビノスガイ、キタムラサキウニ

※5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

※6 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(平成24年8月23日 現在)

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモンカスペ	
	シロメバル	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	ニベ	
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
肉	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
その他	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	日光市、那須塩原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、矢板市、那須塩原市、益子町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさそてつ(ごごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塩谷町、那須町
水産物	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
水産物	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	ウグイ(養殖を除く。)	大芦川(支流を含む。)、武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	ヤマメ(養殖を除く。)栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
その他	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、印西市、白井市、山武市
	原木シイタケ(施設栽培)	山武市
水産物	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
その他	茶	成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	湯河原町
群馬県		出荷制限
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)及び鳥川のうち川田橋の上流(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、薄根川(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
その他	茶	渋川市
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	くさそてつ(ごごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	クロダイ	
	スズキ	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒガシフグ	
	ヒラメ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	イノシシの肉	全域。
その他	クマの肉	全域。
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
水産物	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	マダラ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
肉	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
その他	シカの肉	全域。

※ 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県)：平成24年8月23日現在

福島県		出荷制限
原乳		<p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～4.8解除: 莉多方市、猪苗代町、三島町、余津美里町、下郷町、南会津町。</p> <p>H23.3.21～4.16解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市（旧太路村の区域を除く。）、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鶴川村、瑞穂町、只見町、いわき市。</p> <p>H23.3.21～4.21解除: 相馬市、新地町。</p> <p>H23.3.21～5.1解除: 南相馬市（鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び瑞穂を除く区域に限る。）、川俣町（山木屋の区域を除く。）。</p> <p>H23.3.21～6.8解除: 福島市（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字学習館、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字学葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和城の区域を除く。）、内川村（福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p> <p>H23.3.21～10.7解除: 余津若松市、桑折町、天栄町、猪苗代町、只見町、北塙原村、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、櫻葉町（東京電力福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	ホウレンソウ、カキナ	<p>H23.3.21～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.21～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村。</p> <p>H23.3.21～5.11解除: 金津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村。</p>
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		<p>H23.3.21～5.26解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）。</p> <p>H23.3.21～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.3.21～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村。</p> <p>H23.3.21～11.4解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	その他すべて	<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村。</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 金津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村。</p> <p>H23.3.23～5.26解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）。</p> <p>H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村。</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 余津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村。</p>
結球性葉菜類(キャベツ等)		<p>H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村。</p> <p>H23.3.23～5.26解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）。</p> <p>H23.3.23～10.20解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	アブラナ科の花薔薇類(ブッコリー、カリフラワー等)	<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、瑞穂町、矢祭町、瑞穂町、西郷村、泉崎村、中島村、鶴川村。</p> <p>H23.3.23～5.9解除: 郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.3.23～5.11解除: 金津若松市、猪苗代町、喜多方市、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村、只見町。</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村。</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
カブ		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.3.23～5.18解除: 金津若松市、猪苗代町、喜多方市、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、猪苗代村、只見町。</p> <p>H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村。</p> <p>H23.3.23～10.28解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
		<p>H23.3.23～: 下記の地域以外</p> <p>H23.3.23～5.4解除: 伊達市、桑折町、國見町、川俣町、瑞穂町、中島村、鶴川村。</p> <p>H23.3.23～5.9解除: 金津若松市、猪苗代町、喜多方市、西会津町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗代村。</p> <p>H23.3.23～6.23解除: 新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、國見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、及び大玉村。</p> <p>H23.3.23～11.4解除: 庄野町、川内村（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	H23.4.13～: 伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市、白河市、猿島町、大鳥町、喜蔵町、瑞穂町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。	<p>H23.4.13～: 伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市、白河市、猿島町、大鳥町、喜蔵町、瑞穂町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
野菜類	原木しいたけ(露地栽培)	<p>H23.4.14～: 伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市、白河市、猿島町、大鳥町、喜蔵町、瑞穂町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	原木しいたけ(施設栽培)	<p>H23.7.19～: 伊達市、桑折町、相馬市、南相馬市、白河市、猿島町、大鳥町、喜蔵町、瑞穂町、広野町、川俣町、葛尾村、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）。</p>
	原木ナメコ(露地栽培)	<p>H23.10.14～: 川俣町</p>
	キノコ類(野生のものに限る。)	<p>H23.9.6～: 猪苗代町、古殿町（※菌根菌に属する野生キノコに限る）</p> <p>H23.9.15～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、福島市、南相馬市、いわき市、桑折町、南見町、川俣町、瑞穂町、石川町、浅川町、猪苗代町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村。</p> <p>H23.10.18～: 二本松市</p>
		<p>H24.4.18～: 喜蔵町</p>
	たけのこ	<p>H24.4.19～: 天栄村</p> <p>H24.5.1～: 伊達市、桑折町、國見町</p> <p>H24.4.23～: 庄野町</p> <p>H24.5.2～: 二本松市、大玉村</p> <p>H24.5.7～: 須賀川市</p> <p>H24.6.25～: 鶴巻市</p>
	わさび(畑において栽培されたものに限る。)	<p>H24.4.18～: 伊達市、川俣町</p>
	くさそて(ごごみ)	<p>H24.5.1～: 猪苗代町、古殿町</p>
	たらのめ(野生のものに限る。)	<p>H24.5.1～: 田村市、古殿町</p>
	ふきのとう(野生のものに限る。)	<p>H24.4.18～: 猪苗代町、瑞穂町、國見町</p>
	こしあぶら	<p>H24.5.7～: 伊達市、國見町、矢祭町、瑞穂町、下郷町、大玉村、西郷村、鶴川村</p>
	ぜんまい	<p>H24.5.2～: いわき市、二本松市</p>
	わらび	<p>H24.5.10～: いわき市、福島市、川俣町</p>
	ウメ	<p>H23.6.2～: 福島市、伊達市、桑折町</p>
	ユズ	<p>H23.6.6～H24.7.1解除: 相馬市</p>
	クリ	<p>H23.8.29～: 福島市、南相馬市</p>
	キイリフルーツ	<p>H23.10.14～: 伊達市、桑折町</p> <p>H24.1.10～: いわき市</p> <p>H23.8.20～: 伊達市、南相馬市</p>

* ■の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月23日現在

		出荷制限						
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
原乳		H23.3.23~4.10解除: 全域	—	—	—	—	—	—
ホウレンソウ		H23.3.21~4.17解除: 下記の地域を除く。) 北茨城市、高萩市	H23.3.21~4.21解除: 那須塩原市、塙谷町	H23.3.21~4.27解除: 全域	H23.3.21~4.8解除: 全域	H23.4.4~4.22解除: 旭市、香取市、多古町	—	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.21~4.17解除: 全域	—	H23.3.21~4.14解除: 全域	—	—	—	—
バセリ		H23.3.23~4.17解除: 全域	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—
セルリー		—	—	—	H23.4.4~4.22解除: 旭市	—	—	—
キノコ類(野生のものに限る。)		—	H24.8.2~: 日光市、真岡市、那須塩原市、 益子町、那珂川町	—	—	—	—	—
タケノコ		H24.4.8~: 渋川市、小美玉市、つくばみらい市、 石岡市、那珂川市、乳母市、守谷市、 市、吉井町、那珂川町	H24.4.13~: 日光市、大田原市	H24.4.7~: 日光市、大田原市	H24.4.5~: 市原市、木更津市	H24.5.1~: 白石市、久慈町	H24.6.31~: 一関市、奥州市	
タケノコ		H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市、 H24.4.20~: 北茨城市、大泉町	H24.6.13~: 矢板市	—	H24.4.8~: 我孫子市、栗原市	H24.6.20~: 鹿嶋市		
原木シタケ(露地栽培)		H23.10.14~: 土浦市、行方市、綿田市、小堀玉市	H24.2.15~: 那須塩原市、矢板市	H23.10.14~: 土浦市、行方市、綿田市、 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙 谷町、高根沢町、那須町	H23.11.15~: 茨城県、 H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町	H24.1.15~: 白石市、角田市	H24.4.13~: 鹿嶋高田市、住田町	
野菜		H23.11.10~: 茨城町、阿見町	H24.4.10~: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙 谷町、高根沢町、那須町	H24.4.8~: 佐倉市	H24.3.8~: 丸森町	H24.4.20~: 大船渡市		
原木シタケ(施設栽培)		H24.4.8~: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい 市	H24.4.11~: 大田原市、日光市、益子町	H23.12.22~: 佐倉市	H24.3.15~: 三郷町	H24.4.25~: 一関市、鹿石市、奥州市、平泉 町、大槌町		
原木クリタケ(露地栽培)		H24.4.13~: ひたちなか市、那珂市	H24.4.12~: 行方市、那珂市、 木下町、那珂川町	H24.2.23~: 印西市	H24.4.5~: 村田町	H24.5.7~: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎 町、山田町		
原木ナメコ(露地栽培)		H24.4.13~: 筑波市、牛生町	—	H24.4.10~: 千葉市、八千代市	H24.4.12~: 水戸市、南三郷町	H24.5.10~: 鹿嶋市		
<さそでつ(ごみ)		—	—	H24.5.18~: 山武市	H24.4.11~: 水戸市、大船渡市、 H24.5.7~: 川越町、大和町、富谷町			
こしあぶら		H24.5.2~: 日立市、常陸大宮市(野生のものに 限る。)	H24.5.1~: 大田原市、那須市(野生のものに 限る。)	—	—	H24.5.27~: 大崎市、栗原市		
さんしょう(野生のものに限る。)		—	H24.5.10~: 常陸大宮市(野生のものに限る。)	H24.5.2~: 宇都宮市、那須烏山市(野生のものに 限る。)	—	H24.5.7~: 豊浦市、栗原市	H24.5.10~: 真岡市、花巻市	
せり(野生のものに限る。)		—	—	H24.5.1~: 那須烏山市、日光市	H24.5.9~: 大崎市、南三郷町	H24.5.14~: 豊浦市	H24.5.14~: 豊浦市	
ぜんまい		—	H24.5.7~: 日光市、那須町(野生のものに限 る。)	—	—	H24.5.8~: 水戸市	H24.5.19~: 一関市、奥州市	
たらのめ(野生のものに限る。)		—	H24.4.27~: 大田原市、矢板市	—	—	H24.5.11~: 水戸市、丸森町	H24.5.19~: 一関市、奥州市	
わらび(野生のものに限る。)		—	H24.5.1~: 那須町	—	—	H24.5.17~: 大崎市	H24.5.19~: 住田町	
イシガレイ		—	—	—	—	—	H24.5.16~: 鹿嶋高田市	
クロダイ		—	—	—	—	—	—	
スズキ		—	—	—	—	—	—	
シロメバル		—	—	—	—	—	—	
水産物		—	—	—	—	—	—	

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):2012年8月23日現在

		出荷制限						
		茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	神奈川県	宮城県	岩手県
二ペ		最大高漁時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上茨城県大高漁時海岸線上の正東の線及び茨城県大高漁時海岸線上に引まれた海岸。H24.4.17～	—	—	—	—	—	—
ヒラメ		最大高漁時海岸線上福島県境界の正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上茨城県大高漁時海岸線上の正東の線及び茨城県大高漁時海岸線上に引まれた海岸。H24.4.17～	—	—	—	—	宮城県石巻市巣鴨山頂上から正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上宮城県巣鴨山頂界の正東の線、宮城県巣鴨高漁時海岸線上及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡崎市社原町巣鴨大高漁時海岸線上に至る線で囲まれた面積。H24.5.30～	—
マダラ		—	—	—	—	—	宮城県石巻市巣鴨山頂上から正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上宮城県巣鴨山頂界の正東の線、宮城県巣鴨高漁時海岸線上及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡崎市社原町巣鴨大高漁時海岸線上に至る線で囲まれた面積。H24.5.3～	—
ヒガングフ		—	—	—	—	—	宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上宮城県巣鴨山頂界の正東の線、宮城県巣鴨高漁時海岸線上及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた岡崎市社原町巣鴨大高漁時海岸線上に至る線で囲まれた面積。H24.5.8～	—
コモンカスベ		最大高漁時海岸線上茨城県境界の正東の線、我が国領海的経済水域の外縫線、最大高漁時海岸線上茨城県大高漁時海岸線上の正東の線及び茨城県大高漁時海岸線上に引まれた海岸。H24.4.1～	—	—	—	—	—	—
アメリカマズ(養殖を除く。)		H24.4.17～：これらの中に入する河川並びに常陸利根川	—	—	—	—	—	—
キンブナ		H24.4.17～：これらの中に入する河川並びに常陸利根川	—	—	手賀沼及び手賀沼に入流する河川(支流を含む。) H24.7.19～：する河川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)	—	—	—
ウナギ		H24.5.7～：これらの中に入する河川常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)	—	—	—	—	—	—
ヤマメ(養殖を除く。)		栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間。(支流を含む。ただし、鹿串川との合流点から下流の部分に限る。) H24.8.10～	香妻川のうち若島橋から東京電力柏崎原子力発電所北側の河川及び葛木川までの区間。(支流を含む。) H24.4.27～：那須川(支流を含む。)、小牛川(支流を含む。)及び猪ノ木川(支流を含む。)	—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.4.20～：む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—	—
イワナ(養殖を除く。)		栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間。(支流を含む。) H24.6.20～	香妻川のうち若島橋から東京電力柏崎原子力発電所北側の河川及び葛木川までの区間。(支流を含む。) H24.6.8～：那須川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋までの区間。(支流を含む。) H24.6.28～：(支流を含む。)那須川(支流を含む。)及び烏川のうち川田橋の上流(支流を含む。)及び烏川のうちは子ダムの上流(支流を含む。)及び二高のうちは子ダムの上流(支流を含む。)一過川のうち若子ダムの上流(支流を含む。)及び藤石川のうち若子ダムの上流(支流を含む。)	—	—	大曾川の大曾ダムより上流(支流を含む。)及び各河川の秋保大池の上流(支流を含む。)三毛川のうち奥野沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)三毛川及びその支流並びに藤石川の上流(支流を除く。)二角川のうち若子ダムの上流(支流を含む。)及び二高のうちは子ダムの上流(支流を含む。)一過川のうち若子ダムの上流(支流を含む。) H24.5.8～：御井川(支流を含む。)及び妙義川(支流を含む。)	H24.5.8～	御井川(支流を含む。)及び妙義川(支流を含む。)
ウグイ		大舟川(支流を含む。)ただし、茨城県内の金剛川(支流を含む。)及び那珂川(支流を含む。)内の大舟川のうち金剛川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.30～：荒井川(支流を含む。)(養殖を除く。)	—	—	—	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。) H24.4.20～：む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	—	岩手県内の大川(支流を含む。)及び八戸川(支流を含む。)大舟川(支流を含む。)及び那珂川(支流を含む。)石狩川(支流を含む。)大舟ダムの上流(支流を除く。)石狩川(支流を含む。) H24.8.11～：の上流、八戸ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田畠ダムの上流、御取ダムの上流、豊登ダムの上流及び草津ダムの上流を除く。)
牛の肉		H28.2.2～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき解剖・生管理される牛を除く。) H23.8.25～部解除。	—	—	—	H28.7.28～：(県の定める出荷・検査方針に基づき解剖・生管理される牛を除く。) H23.8.25～部解除。	H28.8.1～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき解剖・生管理される牛を除く。) H23.8.25～部解除。	—
イノシシの肉		H23.12.2～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき解剖・生管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.21～部解除。	H28.1.2.2～：金城(県の定める出荷・検査方針に基づき解剖・生管理されるイノシシの肉を除く。) H23.12.5～部解除。	—	—	H24.5.22～：金城(支流を含む。) H24.6.25～：金城(支流を含む。)	H24.8.1～：金城(支流を含む。) H23.8.25～部解除。	—
クマの肉		H23.12.2～：金城(支流を含む。) H23.8.2～以下の中嶋以外	H23.8.2～：金城(支流を含む。) H23.8.2～以下の中嶋以外	—	—	H23.8.2～：金城(支流を含む。) H23.8.2～以下の中嶋以外	H24.6.12～：金城(支流を含む。) H24.7.28～：金城(支流を含む。)	—
シカの肉		H23.8.2～：以下の中嶋以外	H23.8.2～：鹿沼市、大田原市	H23.8.30～：茨城市	H23.8.2～：成田市	H23.8.2～：成田市	H24.7.28～：金城(支流を含む。)	—
その他		H23.6.2～10.18解除：古河市、常總市、坂東市、八千代市、境町 H23.6.2～H24.4.9解除：大子町 H23.6.2～H24.5.26解除：常陸太田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.26解除：石岡市、那珂市、猿島町 H23.6.2～H24.5.26解除：伊勢崎市、高萩市 H23.8.2～H24.7.24解除：水戸市 H23.8.2～H24.8.20解除：高萩市	H23.7.8～H24.6.1解除：栃木市	H23.6.30～H24.5.28解除：桐生市	H23.6.2～9.7解除：大網白里町	H23.6.2～8.29解除：南足柄市	H23.8.1～：金城(支流を含む。) H23.8.25～部解除。	—
					H23.7.4～H24.5.21解除：勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除：八街市 H23.6.2～H24.5.28解除：野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H24.5.26解除：相模原市 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：高麗町	H23.6.23～9.12解除：松田町、山北町 H23.6.2～10.12解除：横浜市、清川村 H23.6.2～10.26解除：相模原市 H23.6.27～10.26解除：中共町 H23.6.2～11.1解除：小田原市 H23.6.2～11.10解除：高麗町	—	

* [] の箇所は出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年8月23日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		H23.3.23～下記の地域以外
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.3.23～下記の地域以外
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		H23.4.13～: 館館村
キノコ類(野生のものに限る。)		H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
		H23.9.15～: いわき市、棚倉町
		H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※ [] の箇所は摂取制限の対象